

令和元年度
米子市会計年度任用短時間勤務職員
採用試験
受験案内

○ 利用者支援員

令和2年2月3日
米子市

【募集内容】

募集職種	採用予定人員	職務内容
利用者支援員	1人	こども相談課に勤務し、子どもに関する相談に対応し、支援等に従事します。

【受付期間】

令和2年2月3日（月） ～ 2月17日（月）

- ・土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分～午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、2月17日までの消印のあるものに限り受け付けます。

【試験日・試験場所】

試験日	試験場所
令和2年3月1日（日）	米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）3階 （米子市錦町一丁目139番地3） *くわしくは、応募者に別途お知らせします。

1 募集職種・採用予定人員・職務内容

募集職種	採用予定人員	職務内容
利用者支援員	1人	こども相談課に勤務し、子どもに関する相談に対応し、支援等に従事します。

2 受験資格

試験区分	資格
利用者支援員	次のいずれかに該当する方 1 保育士または社会福祉士の資格を有する方か、その他の対人援助に関する資格を有する方 2 相談業務について、実務経験が3年以上ある方

このほか、次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・ 米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日及び会場

試験日	試験場所
令和2年3月1日(日)	米子市福祉保健総合センター(ふれあいの里)3階 (米子市錦町1丁目139番地3) *くわしくは、応募者に別途お知らせします。

4 試験方法及び内容

試験科目	配点	試験の内容	解答時間
作文試験	100点	文章による表現能力についての筆記試験	60分
面接試験	200点	人柄などについての面接試験	—

(注) 1 合格者は、作文試験及び面接試験の得点の合計が高い順に決定します。

2 試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合、合格者が採用予定員を下回る場合があります。

5 申し込み受付期間

令和2年2月3日（月） ～ 2月17日（月）

- ・土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分～午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、2月17日必着で受け付けます。

6 受験手続

区 分	内 容
提出書類	受験申込書 及び 自己紹介カード 各1部 返信用封筒 1通 ○ 受験申込書及び自己紹介カードには、必要事項を記載のうえ、写真を貼付してください。 ○ 返信用封筒には、受取人の宛先（郵便番号・住所）、氏名を記入の上、84円切手を貼ってください。
申込先	米子市福祉保健部こども未来局こども相談課（ふれあいの里3階） 〒683-0811 米子市錦町一丁目139番地3 電話（0859）23-5467 〔郵送で申し込む場合〕 ○ 封筒の表に赤字で「採用試験（利用者支援員）受験申込」と書いてください。
受験票の交付	申込者には、提出いただいた返送用封筒により後日郵送します。 2月25日までに到着しないときは、米子市福祉保健部こども未来局こども相談課にお問い合わせください。

○受理した提出書類は、返却しません。

○詳しいことは、米子市福祉保健部こども未来局こども相談課にお尋ねください。

7 合格者の発表

区分	発表時期	発表の方法
最終合格者	3月中旬	受験者全員に対し、郵送により通知します。

(注) ○ 最終合格者の辞退等により、採用予定人員に欠員が生じた場合に限り、成績上位者から繰り上げ合格を決定する場合があります。

○ 当該任用について予算が措置されない場合は、この試験に合格しても採用されない場合があります。

8 採用予定日

令和2年4月1日

9 勤務条件

【共通事項】

区 分	内 容
報 酬	月額126,270円 このほかに通勤手当、期末手当相当の報酬がそれぞれの条件により支給されます。
勤務形態	勤務時間は、1週間あたり30時間です。 1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間で1日につき7時間45分以内が割り振られます。
任用期間	任用期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。 任期終了後、再度の任用という場合は、令和2年4月1日から起算して勤続5年を超えない範囲内で、年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮のうえ決定します。 再度の任用時において、前年度までの会計年度任用短時間勤務の経験を加えて市長が定める上限の範囲内で、再度報酬月額を定めます。
その他	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の適用があります。

○採用時までには給与改定・制度改正があった場合は、それによります。